

株 主 各 位

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地

太洋物産株式会社

代表取締役社長 松島 伸介

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.taiyo-bussan.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「投資家向け情報」「IR Information」をご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9941/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権行使書用紙をご返送くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 2023年12月26日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地
偕成ビル6階 ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第83期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部ではありません。

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症が収束に向かいつつ、景気に持ち直しの動きがみられましたが、ロシアのウクライナ侵攻の長期化や国際情勢による資源価額の上昇等により、先行きの予断を許さない状況となっております。

このような環境の下、当社の主要商材である食肉関連では、営業利益率及び資金効率の向上を目指し、当事業年度より、輸入鶏肉の取扱量縮小を進めてまいりました。一方、加工品をはじめとする新規商材の開拓、中国取引の強化、農産品及び豚肉の取引拡大、並びに利益率の高い商材へのシフトを進めてまいりました。

この結果、当事業年度における売上高は200億23百万円(前事業年度比4.8%減)、営業利益1億67百万円(前事業年度比28.8%減)、経常利益1億31百万円(前事業年度比23.8%減)、当期純利益1億16百万円(前事業年度比12.4%減)となりました。

(2) 事業部門別の概況

次に事業部門別の概況をご報告申し上げます。

(食料部)

牛肉は産地価格の高騰や円安の影響もあり厳しい状況が続き、取扱数量・売上高ともに減少となりました。タイ産の加工食品につきましては、新規商材の提案の成約等や海外での生産や輸送等も徐々に回復基調にあり、前事業年度比では取扱数量・売上高ともに増加となりました。

鶏肉におきましては、当事業年度より輸入取引の縮小を進め、損失の回避に努めてきたため、取扱数量・売上高ともに前事業年度比で減少となりました。国産鶏肉については、取引を安定的に確保すべく新規取引先の拡大に努め、成約を積み上げてきております。

この結果、当事業年度の売上高は、78億32百万円(前事業年度比21.8%減)とな

りました。

(営業開拓部)

農産品につきましては、産地価格が引き続き高騰しており、また、産地国の輸出規制の影響を受けたものの、新規商品の取引を伸ばすことができ、利益率の高い商品の販売を増加させることができました。

化学品は、価格競争の影響や為替相場の影響により、利益率の高い商品の取引量を伸ばすことができませんでした。中国関連におきましては、中国向け自動車販売やネット事業者向け商材の販売が順調に推移し、売上高を伸ばすことができました。

この結果、当事業年度の売上高は、94億42百万円(前事業年度比11.6%増)となりました。

(生活産業部)

輸入豚肉では、国内市場における在庫過剰感が続き、現地価格の高騰や為替相場の円安傾向もあり、販売を進めることが厳しい市場環境ではありましたが、新規商材の提案による成約等の取組みにより、前事業年度比では、取扱数量・売上高ともに増加させることができました。

この結果、当事業年度の売上高は、27億49百万円(前事業年度比6.9%増)となりました。

[事業部門別売上高]

(単位：百万円)

	第 82 期 2021年10月1日から 2022年9月30日まで		第 83 期 2022年10月1日から 2023年9月30日まで		前事業年度比	
	(2022年度) 構成比	(2023年度) 構成比	増減額	増減率		
食料部	10,020	47.6%	7,832	39.1%	△2,188	△21.8%
営業開拓部	8,453	40.2	9,442	47.1	988	11.6
生活産業部	2,571	12.2	2,749	13.7	177	6.9
合計	21,045	100.0	20,023	100.0	△1,021	△4.8

(3) 対処すべき課題

当社は、当社の主要商材である食品関連はハムソーセージメーカーや外食産業をメインに販売しており、コロナ禍の影響から、取扱数量及び売上高を伸ばすことは未だ厳しい状況となっております。

また、鶏肉の輸入販売では、輸入鶏肉市場の相場の影響を受けることから、状況によっては当社の想定通りに収益を計上できず、結果として仕入価格が販売価格を上回るリスクが存在します。加えて南米諸国からの輸入においては、仕入支出から代金回収まで相当の期間を要するリスクが存在します。

当社としましては、これらのリスクを最小限にするため、新規販路の拡大、新規商品の開発等、商品の構成力を高め、「量より質」で資金効率及び利益率の高い商品の取捨選択を図り販売強化を進めております。

当事業年度では、相場変動の回避及び資金効率の改善を図るため輸入鶏肉の取扱量縮小を進め、利益率の改善に努めてまいりました。今後の経営環境としては、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う資源価額の上昇や為替相場の変動等厳しい状況が継続するものと想定し、当社は主に次の3本柱の政策にて進めてまいります。

①安定的な利益の獲得及び商材取扱の拡充

安定的な利益を確保するため、不確定要素の大きい取引を避け、収益源の確保として、農産品の取扱拡充を目指してまいります。

②資金効率を鑑みた取扱品目の取捨選択

資金効率の観点からは、国産鶏肉等の国内取引の拡大をすることにより、資金の効率化を目指してまいります。

③中国事業の取扱強化

第三者割当増資によって調達した資金をもとに、新規事業の推進、中国現地法人子会社によるシロップ事業を含む新規事業の稼働を軌道に乗せ、中国事業の拡充を図り、財務基盤の強化を目指してまいります。

(4) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(5) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第80期 (2020年度)	第81期 (2021年度)	第82期 (2022年度)	第83期 (2023年度)
売上高 (百万円)	14,800	16,423	21,045	20,023
経常利益 (百万円)	△323	171	173	131
当期純利益 (百万円)	△391	113	133	116
1株当たり当期純利益	△294円79銭	84円8銭	81円75銭	60円23銭
総資産 (百万円)	7,601	7,587	8,235	7,668
純資産 (百万円)	△158	103	564	688
1株当たり純資産額	△119円26銭	64円95銭	287円47銭	348円22銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 「△」は損失を示しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第82期の期首から適用しており、第82期事業年度以降に係わる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(第80期)

食肉関連では、外食産業を主要取引先としていることから、牛肉・加工食品は、需要の落ち込みがダイレクトに販売量の減少の要因となっており、また鶏肉に於いては、コロナ禍での販売低迷に加え、オリンピック等の来日客増加などでのインバウンド需要を見越した仮需の在庫が市況を圧迫した結果、販売価格は低迷し、更に期末には在庫調整等の動きもみられ、取扱数量・売上高とも減少となりました。

農産品では、大豆等で中国などの産地価格が上昇したこともあり、割高感から取扱数量・売上高とも減少しました。車輻・部品等では、当事業年度に入りエンジンの取引が終了していることもあり、売上高が大きく減少となっておりますが、その対応策の代替商材として第3四半期より取り組み始めた中国のネット販売会社向けの生活関連物資が、順調に売上高を伸ばすことができました。

輸入豚肉に関しましては、既存の輸入取引の商流等の変更があり、取扱数量・売上高とも減少となりました。

(第81期)

食肉関連では、外食産業を主要取引先としていることから、来客の減少から牛肉・加工食品の仕入量が抑えられ、当社の販売量も減少いたしました。また、原産

地での新型コロナウイルス感染症の広がりも加わり生産量の低下や船積遅延等による供給減少により食肉全般で価格が高騰しております。しかしながら、このような環境にあるため、比較的安価な食肉としての輸入鶏肉の需要が高まり、当社の畜産品事業をけん引しております。

農産品では、大豆等で中国などの産地価格が上昇したことや、ロシアでは輸出規制等も行っており、割高感から取扱数量も減少となりました。

中国向け新規ビジネスに関しては、中国のネット販売会社向けの生活関連商品の拡販により、想定以上に売上高を伸ばすことができました。

輸入豚肉に関しましても、前事業年度では既存の輸入取引の商流等の見直し変更で減少しておりましたが、徐々に回復しつつあります。

(第82期)

食肉関連では、外食産業を主要取引先としていることから、新型コロナウイルス感染症の影響による来客数の減少に伴い牛肉・加工食品の仕入量が抑えられ、当社の販売量も減少しました。また、原産地での新型コロナウイルス感染症の広がりが収束しつつあることから、生産量及び船積遅延等による供給は回復基調にあります。燃料費の高騰に急激な円安も加わり、食肉全般で価格が高騰しております。

しかしながら、このような環境にあるものの、比較的安価な食肉としての輸入鶏肉の需要が高まり、鶏肉の輸入販売におきまして、国内需要の増加及び販売単価の高い水準での推移が長期間にわたって継続したことにより、取扱数量・売上高共に当初の予想を大幅に上回る結果となりました。

農産品では、前半では、大豆等で中国などの産地価格が上昇したことや、ロシアでは輸出規制等も行っており、割高感から取扱数量が減少傾向にありましたが、後半にかけて、産地の確保に成功したことや、緑豆等の取引が増加したことから、売上高を増加させることができました。

中国向けビジネスに関しては、中国のネット販売会社向けの生活関連商品の拡販により、想定以上に売上高を伸ばすことができました。

輸入豚肉に関しましても、欧州産の取引の販売を強化したため、取引量が大幅に増加しつつあります。

(第83期)

当事業年度については、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

当社は、内外物資の輸出入、国内取引を主要業務としております。取扱商品は次に掲げる取扱商品及びそれらに付帯または関連する業務を行っております。

事業部門別の主要な取扱商品は次のとおりです。

事業部門	取扱商品
食料部	牛肉・鶏肉・加工食品
営業開拓部	中国生活関連商品・農産品・化学品
生活産業部	豚肉

(9) 主要な営業所等（2023年9月30日現在）

国内： 本社 東京都新宿区

(10) 従業員の状況（2023年9月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
30名	1名増	43歳	11年

(11) 主要な借入先の状況（2023年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,612百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,590
株式会社みずほ銀行	1,153
タイハイ株式会社	400
三井住友信託銀行株式会社	7
株式会社滋賀銀行	4
株式会社百十四銀行	2

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年12月28日開催の第82回定時株主総会の決議に基づき、同日をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

2. 会社の株式に関する事項（2023年9月30日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 1,934,019株 |
| (3) 株主数 | 3,332名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	所有持株数	持株比率
リバイブ投資事業組合	189,000株	9.7%
株式会社エビス商事	136,100	7.0
桑畑 夏美	111,200	5.7
柏原 滋	71,677	3.7
桑畑 幸奈	67,500	3.4
株式会社敷島ファーム	66,400	3.4
山内 正隆	53,300	2.7
桑畑 直樹	45,900	2.3
太洋不動産株式会社	43,809	2.2
島崎 紀子	42,600	2.2

(注) 持株比率は自己株式（753株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2022年8月16日	2022年8月16日
新株予約権の数		40個	70個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 925円 (1株当たり9.25円)	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 94,600円 (1株当たり946円)	新株予約権1個当たり 97,700円 (1株当たり977円)
権利行使期間		2022年9月2日から 2025年9月1日まで	2024年9月2日から 2027年9月1日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状 況	取締役 (監査等 委員を 除く)	取締役 (社外 取締役 除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式の数 4,000株 保有者数 2名
	取締役 (監査等委員)		— 新株予約権の数 30個 目的となる株式の数 3,000株 保有者数 3名

(注) 1.

- ①新株予約権者は、2022年9月期から2024年9月期までのいずれかの期における当社の営業利益が、500百万円を超過した場合、権利を行使することができる。また、営業利益については、当社決算短信に記載された損益計算書における営業利益とし、国際会計基準等の適用により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で

定めるものとする。ただし、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額（ただし、取締役会により適正に調整されるものとする。）に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実に大きな変更が生じた場合
 - (b)その他上記に準じ、当社が割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ②新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 2.

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等の状況

会社法に基づき発行した第1回新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	2022年8月16日
新株予約権の数(個)※	5,560
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 556,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,503
新株予約権の行使期間※	自2022年9月2日 至2025年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,503 資本組入額 752
新株予約権の行使の条件※	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を以下の割当先に割当てております。 ①桑畑夏美 1,112個 ②湯浅商事株式会社 334個 ③リバイブ投資事業組合 4,114個
新株予約権の譲渡に関する事項※	取締役会決議による。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	該当事項はありません。

※ 当事業年度の末日(2023年9月30日)における内容を記載しております。

なお、2023年11月16日に2023年12月1日付を効力発生日とした新株予約権の行使価格の修正を決議しております。

4. 会社役員に関する状況（2023年9月30日現在）

（1）取締役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松島 伸介	管理本部 管掌 太洋物産科技（煙台）有限公司 総経理
取締役	姜 偉 （長崎旭倫）	食料部 営業開拓部 生活産業部 管掌 上海太洋栄光商業有限公司 総経理 太洋物産科技（煙台）有限公司 董事長
取締役 （監査等委員）	横山 友之	公認会計士・横山経営会計事務所 代表
取締役 （監査等委員）	大下 良仁	弁護士
取締役 （監査等委員）	上 楽 裕 三	公認会計士・株式会社中小企業ファイナンシャルアドバイザー 代表取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役 横山友之氏、大下良仁氏及び上楽裕三氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 横山友之氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員である取締役 大下良仁氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役 上楽裕三氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、東京証券取引所に対して、横山友之氏、大下良仁氏及び上楽裕三氏（いずれも監査等委員である取締役）を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査等委員の選定を行っておりません。
7. 当社は、2022年12月28日開催の第82回定時株主総会に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役久慈修司、梅澤孝夫、上楽裕三、近藤哲也の各氏は任期満了により退任し、このうち上楽裕三氏が監査等委員である取締役に就任しております。
- また、横山友之、大下良仁の両氏は、2022年12月28日開催の第82回定時株主総会に基づき、同日付で取締役に任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び管理職従業員となります。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2022年12月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本方針

当社取締役の報酬は株主総会決議により定められた取締役報酬限度額の範囲内において各職責を踏まえた適正な水準としております。具体的には固定報酬としての基本報酬及び長期的な取締役へのインセンティブとして、ストック・オプション制度を導入しております。短期の業績により変動する業績連動報酬は導入しておりません。

b.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

c.非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等の内容は、ストック・オプションであり、その詳細は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「3. 新株予約権等の状況 (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況」に記載しております。

d.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、代表取締役に対し、各取締役の報酬等の内容の決定について、委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたって取締役会にて妥当性等について確認しております。

e.監査等委員である取締役の個人別の報酬額の決定に関する事項

監査等委員である取締役の個人別の個別報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

a.取締役

2022年12月28日開催の当社第82回定時株主総会決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額50,000千円以内）であります。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名（うち、社外取締役は0名）です。

監査等委員会設置会社に移行する前の取締役の報酬の額は、1989年12月25日開催の当社第49回定時株主総会決議において年額250,000千円以内と決議しており（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）でした。

b.監査役および監査等委員である取締役

2022年12月28日開催の当社第82回定時株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額30,000千円以内であります。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

監査等委員会設置会社に移行する前の監査役の報酬の額は、1989年12月25日開催の当社第49回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は4名）でした。

③当事業年度に係わる報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等 (ストック・オプション)
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	20,045千円 (1,573千円)	19,380千円 (1,500千円)	665千円 (73千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	3,027千円 (3,027千円)	2,880千円 (2,880千円)	147千円 (147千円)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	3名 (3名)	7,082千円 (7,082千円)	6,750千円 (6,750千円)	332千円 (332千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (9名)	30,155千円 (11,684千円)	29,010千円 (11,130千円)	1,145千円 (554千円)

- (注) 1. 上記には、2022年12月28日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役2名）及び監査役4名（うち社外監査役4名）を含んでおります。
2. 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
3. 業績連動報酬の該当はありません。
4. 非金銭報酬等は、当事業年度において費用計上した金額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役の重要な兼職先の状況は、「4. 会社役員に関する状況 (1) 取締役の状況」に記載のとおりですが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度におきましては、監査等委員会設置会社に移行する以前は、取締役会を5回開催、監査役会を6回開催しており、監査等委員会設置会社に移行後は、取締役会を12回、監査等委員会を11回開催しております。

	出席状況及び発言状況
取締役 横山友之	監査等委員会設置会社に移行する以前は取締役として当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席。監査等委員会設置会社に移行後は監査等委員である取締役として当事業年度に開催された取締役会12回のうち全て、監査等委員会11回のうち全てに出席し、公認会計士としての専門的な見地から意見を述べるなど、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 大下良仁	監査等委員会設置会社に移行する以前は取締役として当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席。監査等委員会設置会社に移行後は監査等委員である取締役として当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査等委員会11回のうち全てに出席し、弁護士として専門的な見地から意見を述べるなど、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 上楽裕三	監査等委員会設置会社に移行する以前は監査役として当事業年度に開催された取締役会5回の全てに出席、当事業年度に開催された監査役会6回の全てに出席。監査等委員会設置会社に移行後は監査等委員である取締役として当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席し、監査等委員会11回のうち全てに出席し、公認会計士としての専門的な見地から意見を述べるなど、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

フロンティア監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたKDA監査法人は、2022年12月28日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	フロンティア 監査法人	KDA 監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円	17百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19	17

(注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく

監査の監査報酬の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ、剰余金の分配を検討する所存であります。なお、配当を行う場合につきましては、期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(注) 本事業報告中の記載数字は下記のとおり表示しております。

1. 金額については、表示単位未満を切り捨てております。
2. 株式数については、百株未満を切り捨てております。
3. 比率については、小数第二位を切り捨てております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,070,860	流動負債	6,837,293
現金及び預金	673,149	支払手形	279,351
電子記録債権	9,270	買掛金	586,734
売掛金	4,230,175	短期借入金	5,771,564
商品	1,367,505	未払金	2,567
前渡金	731,102	未払費用	165,258
前払費用	17,734	未払法人税等	2,327
未収入金	21,863	契約負債	15,180
デリバティブ債権	16,833	預り金	14,309
その他	3,226	固定負債	143,350
固定資産	597,832	繰延税金負債	40,748
有形固定資産	222,030	退職給付引当金	102,601
建物	72,581	負債合計	6,980,644
器具及び備品	3,889	純資産の部	
土地	145,560	株主資本	661,530
無形固定資産	2,859	資本金	257,792
電話加入権	2,859	資本剰余金	157,792
投資その他の資産	372,942	資本準備金	157,792
出資金	10	利益剰余金	246,914
関係会社出資金	129,652	その他利益剰余金	246,914
前払年金費用	116,145	繰越利益剰余金	246,914
その他	127,135	自己株式	△969
資産合計	7,668,693	評価・換算差額等	11,679
		繰延ヘッジ損益	11,679
		新株予約権	14,839
		純資産合計	688,049
		負債及び純資産合計	7,668,693

損 益 計 算 書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,023,828
売 上 原 価		19,411,371
売 上 総 利 益		612,456
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		445,282
営 業 利 益		167,174
営 業 外 収 益		28,465
受 取 利 息 及 び 配 当 金	26	
受 取 賃 貸 料	11,872	
保 険 解 約 返 戻 金	1,050	
雑 収 入	14,420	
そ の 他	1,094	
営 業 外 費 用		63,901
支 払 利 息	50,956	
支 払 保 証 料	6,508	
為 替 差 損	2,651	
そ の 他	3,785	
経 常 利 益		131,738
税 引 前 当 期 純 利 益		131,738
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	18,643	
法 人 税 等 還 付 額	△4,519	
法 人 税 等 調 整 額	1,155	15,279
当 期 純 利 益		116,459

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月24日

太 洋 物 産 株 式 会 社
取締役会御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	藤 井 幸 雄
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	青 野 賢

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋物産株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、当社は、2022年12月28日に開催された第82回定時株主総会の決議により、同日付をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2022年10月1日から2022年12月28日定時株主総会終了時までの間の状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月24日

太洋物産株式会社 監査等委員会

監査等委員 横山友之 (印)

監査等委員 大下良仁 (印)

監査等委員 上楽裕三 (印)

(注) 監査等委員横山友之、大下良仁及び上楽裕三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、当社取締役会の審議を経て、各取締役候補者を決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	(再任) まつ しま しん すけ 松 島 伸 介 (1971年8月28日生)	1994年10月 高木証券 入社 1996年10月 株式会社アプラス 入社 2000年1月 フレックス株式会社 入社 2022年3月 太洋物産株式会社 代表取締役社長（現任） 管理本部管掌（現任） 2023年6月 太洋物産科技（煙台）有限公司 総経理（現任）	一株
2	(再任) じゃん うえい ながさき あきのり 姜 偉（長崎 旭倫） (1964年9月20日生)	1985年12月 太洋物産株式会社 入社 2006年4月 北京駐在事務所長 2010年1月 北京駐在事務所長兼広州駐在事務所長 2012年4月 営業開拓部マネージャー兼 北京駐在事務所長 兼 広州駐在事務所長 2012年11月 上海太洋栄光商業有限公司 董事長 2013年12月 補欠取締役 執行役員 営業開拓部 ジェネラルマネージャー 2016年12月 太洋物産株式会社 取締役（現任） 2016年12月 食料1部 食料2部 営業開拓部 生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司 管掌 2019年1月 食料部 営業開拓部 生活産業部 管掌（現任） 上海太洋栄光商業有限公司 総経理（現任） 2023年6月 太洋物産科技（煙台）有限公司 董事長（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松島伸介氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由は、ファイナンス業務を中心として豊富な経験を有し、さらに企業に対するコンサルティング・M&A事業を営む会社の代表取締役としての経験も有していることから、当社を取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
3. 姜偉氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由は、1985年に当社へ入社以来、長年にわたって勤務し、2016年より当社取締役も務めるなど、豊富な経験と理解を備えていることから、当社取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
4. 役員等賠償責任保険契約の概要
 当社は、取締役及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
こいど なおき 小井土 直樹 (1983年11月24日生)	2011年11月 弁護士登録 松尾千代田法律事務所入所 2013年12月 セントラル法律事務所入所（現任） 2022年7月 株式会社ジー・スリーホールディングス コンプライアンス委員（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、監査等委員である社外取締役の要件を満たしており、補欠の監査等委員である社外取締役として選任するものであります。
3. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
4. 小井土直樹氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
 小井土直樹氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての経験を有し、法律実務に関する豊富な経験を有していることから、有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である取締役として、当社の業務執行を監査する適切な人材と判断しました。
5. 監査等委員である社外取締役との責任限定契約の内容の概要
 小井土直樹氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基

づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

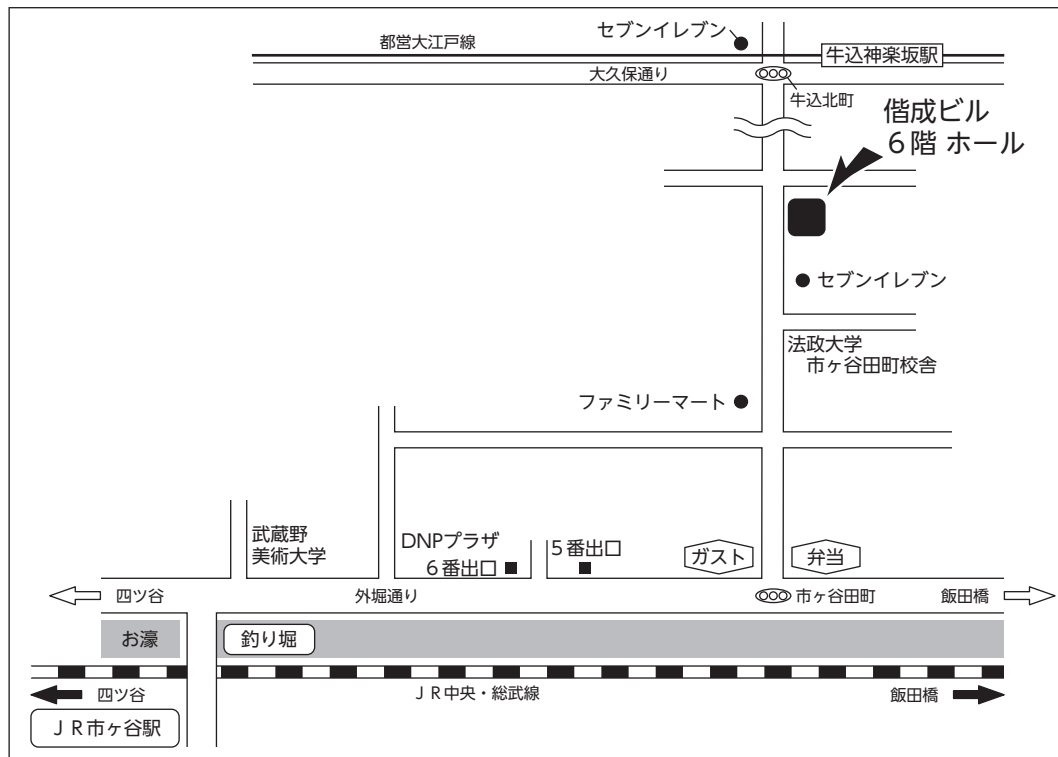
6.役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、小井土氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約は次回更新時においても同内容での契約更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地
借成ビル 6階 ホール
連絡先 03 (5946) 8000 (総務部)



交通のご案内

最寄駅

J R中央・総武線／東京メトロ有楽町線・南北線 「市ヶ谷駅」 徒歩8分
都営大江戸線 「牛込神楽坂駅」 徒歩8分